

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和1年8月15日(2019.8.15)

【公表番号】特表2018-538200(P2018-538200A)

【公表日】平成30年12月27日(2018.12.27)

【年通号数】公開・登録公報2018-050

【出願番号】特願2018-533100(P2018-533100)

【国際特許分類】

B 6 0 C 11/00 (2006.01)

B 6 0 C 1/00 (2006.01)

【F I】

B 6 0 C 11/00 B

B 6 0 C 1/00 A

B 6 0 C 11/00 D

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年7月3日(2019.7.3)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

サブケーシングと、ベルトパッケージ(19)と、ゴムトレッド(2)とを有し、前記トレッドが、転がりトレッド幅(RTW)にわたって第1のトレッドエッジ(N)から第2のトレッドエッジ(N')まで軸方向に延在し、前記トレッドが、前記第1及び第2のエッジの各々に隣接したショルダーゾーン(21)と、2つのショルダーゾーンを分ける中央ゾーン(25)とを備え、各ショルダーゾーンが、半径方向下部ショルダー層(24)と、半径方向上部ショルダー層(22)とを備え、前記上部ショルダー層が、地面と接触することを意図し、前記下部ショルダー層が、前記ベルトパッケージと前記上部ショルダー層との間に間置され、前記上部ショルダー層が、上部ショルダーゴム化合物からなり、前記下部ショルダー層が、前記上部ショルダーゴム化合物と異なる下部ショルダーゴム化合物からなる、大型トラック用タイヤ(1)であって、

- 前記上部ショルダー層が、トレッドエッジ(N、N')から軸方向内方に距離L1延在し、前記距離L1が、前記転がりトレッド幅(RTW)の15%超え、かつ40%未満であり、

- 前記上部ショルダー層が、前記距離L1の少なくとも80%にわたって、トレッド溝深さの70%~130%の厚さ(T22)を有し、

- 前記下部ショルダー層が、トレッドエッジ(N、N')から軸方向内方に距離L2延在し、前記距離L2が、前記転がりトレッド幅(RTW)の15%を超える、

- 前記下部ショルダー層が、前記ベルトパッケージを覆う前記ショルダーゾーンの部分にわたって、少なくとも4mmの厚さを有し、

- 前記上部ショルダーゴム化合物が、少なくとも1.3MpaのG*50及び少なくとも0.12の最大tan()を有し、

- 前記下部ショルダーゴム化合物が、前記地面と接触することを意図する前記中央ゾーンの中央ゴム化合物の前記最大tan()を超えない最大tan()を有し、

- 前記中央ゴム化合物が、最大で0.09の最大tan()を有する、大型トラック用タイヤ。

【請求項 2】

前記中央ゾーンが、前記地面と接触することを意図する上部中央層と、前記ベルトパッケージと前記上部中央層との間に間置された下部中央層とを備え、前記下部中央層が、前記上部中央ゴム化合物の最大 $\tan(\theta)$ を超えない最大 $\tan(\theta)$ を有する下部中央ゴム化合物からなる、請求項 1 に記載の大型トラック用タイヤ。

【請求項 3】

前記上部中央ゴム化合物が、最大で 0.08 の最大 $\tan(\theta)$ を有する、請求項 2 に記載の大型トラック用タイヤ。

【請求項 4】

前記上部ショルダーゴム化合物が、少なくとも 1.6 MPa の G*50 を有する、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の大型トラック用タイヤ。

【請求項 5】

前記下部ショルダー層が、前記ベルトパッケージを覆う前記距離 L1 の部分にわたって、少なくとも 4.5 mm の厚さを有する、請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の大型トラック用タイヤ。

【請求項 6】

前記下部中央ゴム化合物が、前記上部中央ゴム化合物と異なり、また、0.07 を超えない最大 $\tan(\theta)$ を有する、請求項 2 または 3 に記載の大型トラック用タイヤ。

【請求項 7】

前記下部中央層が、前記タイヤの推奨される摩耗寿命中に前記地面と接触しないように設計され、前記下部中央ゴム化合物が、0.05 を超えない最大 $\tan(\theta)$ を有する、請求項 6 に記載の大型トラック用タイヤ。

【請求項 8】

前記下部中央層が、前記タイヤの前記推奨される摩耗寿命中に前記地面と接触しないように設計され、前記下部中央ゴム化合物が、55 phr を超えない添加量で 35 ~ 65 m² / g の C T A B 比表面積を有するカーボンブラックのブレンドを使用する、請求項 7 に記載の大型トラック用タイヤ。

【請求項 9】

前記上部ショルダーゴム化合物と、前記地面と接触することを意図する前記中央ゴム化合物との間の可視界面 (I) が、トレッド溝内に配置される、請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載の大型トラック用タイヤ。

【請求項 10】

前記下部ゴム化合物と前記上部ゴム化合物の境界が、前記トレッドの地面接触表面に対して実質的に平行である、請求項 6 または 7 記載の大型トラック用タイヤ。

【請求項 11】

前記下部ゴム化合物と前記上部ゴム化合物の間の境界が、前記トレッド溝の底部から 2 mm ~ 5 mm 半径方向外側に位置付けられる、請求項 6、7、または 10 に記載の大型トラック用タイヤ。

【請求項 12】

前記中央ゾーンが、前記地面と接触することを意図する上部中央層と、前記ベルトパッケージと前記上部中央層との間に間置された下部中央層とを備え、同じゴム化合物が、前記下部ショルダー層及び前記下部中央層に使用される、請求項 1 ~ 11 のいずれかに記載の大型トラック用タイヤ。

【請求項 13】

同じゴム化合物が、前記下部ショルダー層、前記下部中央層、及び前記上部中央層に使用される、請求項 12 に記載の大型トラック用タイヤ。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0013

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0013】

本発明は、サブケーシングと、ベルトパッケージと、ゴムトレッドとを有し、トレッドは、転がりトレッド幅にわたって第1のトレッドエッジから第2のトレッドエッジまで軸方向に延在し、トレッドは、該第1及び第2のエッジの各々に隣接したショルダーゾーンと、2つのショルダーゾーンを分ける中央ゾーンとを備え、各ショルダーゾーンは、半径方向下部ショルダー層と、半径方向上部ショルダー層とを備え、上部ショルダー層は、地面と接触することを意図し、下部ショルダー層は、ベルトパッケージと上部ショルダー層との間に間置され、上部ショルダー層は、上部ショルダーゴム化合物からなり、下部ショルダー層は、上部ショルダーゴム化合物と異なる下部ショルダーゴム化合物からなる、大型トラック用タイヤであって、

- 上部ショルダー層は、トレッドエッジ点から軸方向内方に距離L1延在し、距離L1は、転がりトレッド幅の15%超え、かつ40%未満であり、
- 上部ショルダー層は、距離L1の少なくとも80%にわたって、トレッド溝深さの70%~130%の厚さを有し、
- 下部ショルダー層は、トレッドエッジから軸方向内方に距離L2延在し、距離L2は、転がりトレッド幅の15%を超える、
- 下部ショルダー層は、ベルトパッケージを覆うショルダーゾーンの部分にわたって、少なくとも4mmの厚さを有し、
- 上部ショルダーゴム化合物は、少なくとも1.3MpaのG*50及び少なくとも0.12の最大tan()を有し、
- 下部ショルダーゴム化合物は、地面と接触することを意図する中央ゾーンの中央ゴム化合物の最大tan()を超えない最大tan()を有し、
- 中央ゴム化合物は、最大で0.09の最大tan()を有する、大型トラック用タイヤを提供する。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0035

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0035】

トレッドは、異なる種類の表面にわたってグリップを提供するために、及び濡れた路面を転がるときに接地面から水を排出するために、任意の形状または形態の任意の数の溝23を含むことができる。新しいトレッドにおいて、こうした溝の深さは、概して、トレッド溝深さTDと称される。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0040

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0040】

ショルダーゾーン21は、2つの異なる層、すなわち、半径方向下部ショルダー層24と、半径方向上部ショルダー層22とを備える。上部ショルダー層22は、タイヤが転がるときに地面と接触することを意図し、下部ショルダー層24は、上部ショルダー層とベルトパッケージ19との間に間置される。上部ショルダー層22は、距離L1にわたってエッジNから第1の溝231まで軸方向内方に延在し、厚さT22を有する。この実施形態において、厚さT22は、全距離L1にわたってトレッド溝深さTDの約110%である。